



山陽小野田市暴力団排除条例を施行しました

●問い合わせ先
生活安全課 (☎82・1133)

平成24年1月1日に「山陽小野田市暴力団排除条例」を施行しました。これは、山口県や県内各市と足並みをそろえ、暴力団排除を推進しようとするものです。

この条例の基本理念は、「暴力団を恐れない」「暴力団に資金を提供しない」「暴力団を利用しない」であり、暴力団の排除を推進することにより、市民の安全で平穏な生活や経済活動の確保に寄与することを目的としています。

市民のみなさんのご協力をお願いします。



▼啓発用チラシ

この条例の施行を機会として、本市の決意を示すため、次のとおり宣言します。

山陽小野田市から暴力団を排除するまちづくり宣言

暴力のない平穏な生活はすべての市民の願いです。しかしながら、依然として暴力団は勢力を維持しています。特に、最近では、民事や企業活動、行政活動に不当に介入し、その活動を多様化、不透明化させており、市民生活や社会・経済活動に大きな不安と脅威を与えています。

このような暴力を背景とした活動は、市民の願いを踏みにじるものであるだけでなく、安全で安心なまちづくりを阻害するものであり、断じて許されるものではありません。

よって、山陽小野田市は、市民、事業者及び行政が共通の理念の下に協力し、かつ、警察との連携を強化しながら、一体となって暴力団を排除するまちづくりを行うことをここに宣言します。

平成24年1月1日 山陽小野田市

■「暴力団の排除に関する協定」を警察と結びました

12月1日、山陽小野田市と山陽小野田警察署は「市の事務および事業からの暴力団排除等に関する協定書」を交わしました。

これは、暴力団排除に関する情報交換を円滑に行えるようにするとともに、市と警察署との連携を強化するためのものです。

このような協定を行政と警察が結ぶことは県内初であり、市民生活の安全で安心なまちづくりを実現するための第一歩となりました。

